

(その1)

収 支 報 告 書

平成25 年分
開催分)

(ふ り が な) ふくだみねゆきをしえんするかい

1 政治団体の名称 ふくだ峰之を支援する会

2 主たる事務所の所在地 横浜市緑区三保町1727-6.

(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
福田 昌克4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
海老澤 祥司

事務担当者の氏名

(姓) (名)
国府 順子

(電話) 045-931-6600

(電話)

(電話)

4433 13/3 A. N



政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
☐ 政治資金団体
- ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
- 公職の種類
(現職・候補者の別)
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者(姓) (名)
の氏名 福田 峰之
- 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
- 公職の候補者(姓) (名)
の氏名(2人目)
- 公職の種類
(現職・候補者の別)
- 公職の候補者(姓) (名)
の氏名(3人目)
- 公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,033,881
(前年からの繰越額)	213,734
(本年の収入額)	2,820,147
支 出 総 額	2,051,626
翌年への繰越額	982,255

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	ふくだ峰之新春の集い	2,820,000	平成25年2月24日 新横浜プリンスホテル 横浜市港北区新横浜3-4
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合 計		2,820,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	147	
	合 計	147	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	10,000	0	
小 計	10,000	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,041,626	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,041,626	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,041,626	0	
合 計	2,051,626		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		10,000				
合 計		10,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					ふくだ峰之新春の集い	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	郵送代	62,780	H25/1/22	日本郵便(株)	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
2	郵送代	76,505	H25/1/22	日本郵便(株)	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
3	手土産代	54,000	H25/2/20	㈸新美堂	東京都千代田区永田町1-7-1	
4	会場費	1,770,221	H25/4/8	㈸新横浜プリンスホテル	横浜市港北区新横浜3-4	
5	案内印刷代	72,030	H25/5/27	㈸横浜プリント	横浜市南区宮元町1-23	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		6,090				
合 計		2,041,626				

(その17)

資 産 等 の 状 況

【エラーチェック済】

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

政治団体の名称 ふくだ峰之を支援する会

会計責任者の氏名 海老澤 祥司 (印)

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

平成26年 2月3日

ふくだ峰之を支援する会
代表 福田 昌克 殿

登録政治資金監査人

小山 勲

印

登録番号 第 3214 号

研修修了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、「ふくだ峰之を支援する会」の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、「ふくだ峰之を支援する会」の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、「ふくだ峰之を支援する会」の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、「ふくだ峰之を支援する会」に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、「ふくだ峰之を支援する会」の会計責任者が当該会計帳簿を備

えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

「ふくだ峰之を支援する会」と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、「ふくだ峰之を支援する会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上